

## 基準2 教育研究組織（実施体制）

### （1）観点ごとの分析

観点2-1-①： 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

#### 【観点到る状況】

各学部の教育研究目的を達成するための教育研究組織の編成については、広島大学の講座、学科目、研究部門及び診療科等規則（別添資料2-1-①-1）に定めている。教育研究組織の編成と教育目的を対応させて示すと、資料2-1-①-Aのようになる。

また、学士課程教育においては、到達目標型教育プログラム（HiPROSPECTS(R)）（教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目を開設し、教育プログラムとして、体系的に編成した教育課程）を平成18年度から導入し、到達目標を共有する学科・類で各学部の組織を構成している（到達目標型教育プログラム（HiPROSPECTS(R)）の概要は後掲資料5-1-①-D参照）。

本学は、全ての研究科が大学院講座化をしていることから、学部の教育研究の実施に当たり、協力する研究科を広島大学学則に定めている（資料2-1-①-B）。各学部の運営は構成員からなる学部教授会によっている（別添資料2-1-①-2）。

#### 資料2-1-①-A 学部・学科等の編成と教育目的

学部名	学科等名	学科目名	教育研究上の目的
総合科学部	総合科学科	地域文化 社会文化 人間文化 言語文化 行動科学 スポーツ科学 生命科学 数理情報科学 総合物理 自然環境科学	学際性、総合性及び創造性を基本理念とし、高度教養教育をむねとする専門教育を行い、総合的知見と思考力を持つ、自主的・自立的な人材を育成することを目的とする。
文学部	人文学科	哲学・思想文化学 歴史学 地理学・考古学・文化財学 日本・中国文学語学 欧米文学語学・言語学	人文科学の分野における幅広い基礎学力と専門知識を有し、鋭い感性と客観的視点に基づいて現代社会を的確に見据え、その発展に貢献できる人間性豊かな個性的人材を養成することを目的とする。
教育学部	第一類(学校教育系)	学校教育学	教育諸問題を理論と実践の統合という視点から学際的、総合的に探究すると共に、「学習者」の視点に立つ新しい教育諸科学の教育・研究を行い、21世紀にふさわしい学校教育や学習社会づくりに貢献できる、幅広い社会的視野と豊かな課題探究力を有する指導的な人材の育成をめざす。
	第二類(科学文化教育系)	科学文化教育学	
	第三類(言語文化教育系)	言語文化教育学	
	第四類(生涯活動教育系)	生涯活動教育学	
	第五類(人間形成基礎系)	人間形成基礎学	
法学部	法学科	法学 政治学 社会学	健全な社会的関心と一定の法的素養(リーガルマインド)を備えた人材を社会に送り出すために、多様な分野で応用できる基礎力として次の3つの力を養成することを目的とする。 (1) 幅広い視野で社会問題を発見する力 (2) 法制度の体系的理解に基づいて問題を分析する力 (3) 論理的思考の下で具体的解決を提案する力

学部名	学科等名	学科目名	教育研究上の目的
経済学部	経済学科	理論・計量経済学 歴史経済科学 経済政策 応用経済学 経営・情報	本学部の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次に掲げるとおりとする。 (1) 学問的専門性と豊かな人間性を併せ持つ指導的人材を育成し、社会の要請に応えること。 (2) 経済学の理論・応用、歴史、政策及び経営・情報の全般にわたる基礎展開能力、問題解決能力及び課題探索能力を持つ人材を育成し、社会の発展に貢献すること。
理学部	数学科	数学	自然界に働く普遍的な法則や基本原理の解明を目指した専門的教育研究活動を通じて、自然科学の基礎を十分に修得させ、真理探究への鋭い感性と総合的判断力を培うことによって、社会のさまざまな分野で活躍することのできる、研究者、技術者、教育者等としての素養を備えた人材を養成する。
	物理科学科	物理学	
	化学科	化学	
	生物科学科	生物科学	
	地球惑星システム学科	地球惑星システム学	
医学部	医学科	器官・組織細胞構造学 細胞組織機能学 生体反応学 病因病態学 器官・システム病態制御学 全身性疾患制御学 症候診断治療学 健康政策・医療情報学	医学科は、医師及び医学研究者を育成し、社会に貢献することを目的とする。
	保健学科	看護学 理学療法学 作業療法学	保健学科は、看護学、理学療法学及び作業療法学領域の能力に優れた人材を育成し、社会に貢献することを目的とする。
歯学部	歯学科	基礎口腔医学 応用口腔医学 顎口腔医療学 口腔機能修復学 口腔健康発育学	歯学科は、歯科医師となるための基盤的教育を行うとともに、我が国の歯科医学・医療の発展を主導する人材を育むために2コース制(最先端歯学研究コース及び臨床歯科医学コース)教育を実施する。最先端歯学研究コースでは、国際社会で活躍できる歯科医学・医療の教育者・研究者を目指す人材を育成し、臨床歯科医学コースでは先端歯科医療の知識と技術を身に付け、地域医療においてリーダーシップをとることのできる臨床歯科医師を育成する。これらによって、科学的探求心、高度な学識と医療技術及び豊かな人間性を備えた歯科医師を輩出し、歯科医学・医療へ貢献することを目的とする。
	口腔健康科学科	口腔保健衛生学 口腔保健工学	口腔健康科学科の教育研究上の目的は、次に掲げるとおりとする。 (1) 口腔保健衛生学専攻は、歯学、医学、保健学及び福祉に関する知識並びに技術を統合した口腔保健衛生学の確立と体系化、国際的な教育研究拠点の構築、あるいは口腔保健衛生学の高度専門化において活躍できる人材を育成する。また同時に、上記の素養を備えた養護教諭を育成する。これらによって、科学的探求心、高度な学識と医療技術及び豊かな人間性を備えた口腔保健衛生学の専門家を輩出し、歯科医学・医療、口腔保健及び福祉に貢献することを目的とする。 (2) 口腔保健工学専攻は、歯学、医学及び工学に関する知識並びに技術を統合した口腔保健工学の確立と体系化、国際的な教育研究拠点の構築、あるいは口腔保健工学の高度専門化において活躍できる人材を育成する。これらによって、科学的探求心、高度な学識と医療技術及び豊かな人間性を備えた口腔保健工学の専門家を輩出し、歯科医学・医療へ貢献することを目的とする。

学部名	学科等名	学科目名	教育研究上の目的
薬学部	薬学科	薬学	人類の健康増進と福祉の実践者にふさわしい豊かな人間性と幅広い教養を身に付け、専門職となるための基礎的知識、技能及び態度を修得することにより、科学的思考力と創造性を発揮し得る人材を育成することを目的とする。
	薬科学科	薬科学	
工学部	第一類 (機械システム工学系)	機械システム工学系	工学の目的は、具現化の探求である。すなわち、自然との調和の中で、社会における要請や課題を解決するための具体的方策を科学的な知識・技術に基づいて検討し、実現することである。 本学部は、工学上の学術や技術に関する教育研究を推進し、工学の目的を達成するための基礎能力・応用能力とともに社会性や自律性を備えた人材を育成して豊かな社会を作り、さらには人類の平和、発展や存続に貢献することを目的とする。特に、環境問題等の社会的課題を敏感に察知し、高度情報化等の進歩に的確に対応し、かつ、成果を内外に正しく発信できるコミュニケーション能力を備えた研究者・技術者の育成を目指す。
	第二類 (電気・電子・システム・情報系)	電気・電子・システム・情報系	
	第三類 (化学・バイオ・プロセス系)	化学・バイオ・プロセス系	
	第四類 (建設・環境系)	建設・環境系	
生物生産学部	生物生産学科	生物圏環境学 海洋生物生産学 動物生産科学 食品科学 生物機能開発学	環境と調和した持続可能な食料生産及び生物資源の活用を目指し、生物及び環境に関わる農学領域の知の継承と創造を通して教育研究を行うことにより、この領域の科学的知識と地球規模の広い視野をもって活躍し、社会に貢献し得る人材を養成することを目的とする。

(出典：広島大学の講座，学科目，研究部門及び診療科等規則，各学部細則)

### 資料2-1-①-B 学部の教育研究の実施に当たって協力する研究科

(学部の教育研究の実施)

第9条 次の表の左欄に掲げる学部の教育研究の実施に当たっては、それぞれ同表の右欄に掲げる研究科が協力するものとする。

学部名	協力する研究科名
総合科学部	総合科学研究科
文学部	文学研究科
教育学部	教育学研究科
法学部	社会科学研究科
経済学部	社会科学研究科
理学部	理学研究科，先端物質科学研究科
医学部	保健学研究科，医歯薬学総合研究科
歯学部	医歯薬学総合研究科
薬学部	医歯薬学総合研究科
工学部	先端物質科学研究科，工学研究科
生物生産学部	生物圏科学研究科

(出典：広島大学学則)

参照資料：\*別添資料2-1-①-1 広島大学の講座，学科目，研究部門及び診療科等規則  
\*別添資料2-1-①-2 広島大学部局運営規則  
別添資料Ⅱ-3 広島大学学則  
別添資料Ⅱ-8 学部・学科等の教育研究上の目的  
別紙様式 大学現況票

\* 別添資料2-1-①-1，2については、広島大学公式ウェブサイト「広島大学規則集」を参照してください。  
(<http://home.hiroshima-u.ac.jp/~houki/reiki/aggregate/catalog/index.htm>)

【分析結果とその根拠理由】

教育研究の目的を達成するために、到達目標型教育プログラム (HiPROSPECTS (R)) の到達目標を共有する学科・類で各学部の組織を構成している。また、教育研究の実施に当たっては、各学部の教育研究分野と共通する分野を取り扱う研究科からの協力体制ができています。

以上により、学部及びその学科の構成は、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。

観点 2-1-②： 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

【観点到に係る状況】

教養教育科目は、全学体制で実施する（資料 2-1-②-A）こととし、その履修方法等は広島大学教養教育科目履修規則を定めている（別添資料 2-1-②-1）。

平成 16 年度の法人化に伴い、理事・副学長（教育担当）が全学の教育体制を統括し、その下で教養教育実施体制を敷いている（資料 2-1-②-B）。教養教育実施のための企画立案及び調整を行うため、教養教育委員会を設置している（資料 2-1-②-C）。

教養教育を含めた学士課程教育等の教育活動全般を円滑に遂行するために、理事・副学長（教育担当）を支える教育室を有し、企画・立案、調整及び実施に係る点検・評価・改善を担い（資料 2-1-②-D、別添資料 2-1-②-2～5）、それらに基づいて実施体制を検証している。

本学は、3 キャンパス（東広島地区、霞地区、東千田地区）において教養教育を実施しており、各キャンパスの教員が可能な限り教養教育を担当し、教員・学生の移動を考慮して、双方向授業システムを整備して実施している（別添資料 2-1-②-6）。

資料 2-1-②-A 教養教育授業科目区分と担当学部等

科目区分		教育目標	担当学部等
共通科目	教養ゼミ	入学後の早い段階から知的活動への動機づけを高めることによって自主的な学習を促し、科学的な思考方法及び適切な自己表現能力を養う。	各部局
	外国語科目	幅広いコミュニケーションの基盤となる外国語の運用能力を養うとともに、多言語・多文化への理解を深めるために、様々な外国語を活用することができる知識・技能を養成する。	外国語教育研究センター、総合科学部
	情報科目	情報の受発信を適切に行い、情報メディアを正しく評価・利用するために必要な基礎知識及び技術を習得させる。	情報メディア教育研究センター
教養コア科目	パッケージ別科目	21 世紀の教養とは何かを理解し、将来にわたって学ぶべき事柄を自ら設計できる能力を養う。	総合科学部
	総合科目	学問最前線の話題や現代社会の直面する問題に関して、ものごとを多角的に理解し、事象を広い視野から総合的・複眼的にとらえる姿勢を養う。	総合科学部及び各部局
	領域科目	人類の蓄積してきた知識がどのようにして生まれ、育まれてきたか、また、その根本にある考え方はどのようなものかを学ばせる。	総合科学部及び各部局
基盤科目		専門教育に先立ち、各専門分野の論理的骨格や学問形成に不可欠な基礎をなす知識と技術を習得させる。	総合科学部及び各部局
スポーツ実習科目		現代スポーツの多様な価値を理解させ、自己の特性やスポーツの技能水準にふさわしいスポーツ種目を選び、生涯にわたってスポーツを楽しむ態度やマナー、協調性などの社会的スキルを養う。	スポーツ科学センター

(出典：広島大学教養教育科目履修規則，教育プログラム実施要項)

資料2-1-②-B 教養教育担当教員数（平成21年5月1日現在）

区分	担当教員実人数	延べ受講学生数	教員1人当たり学生数
教養教育	353	45,027	127.56

（出典：大学での集計）

資料2-1-②-C 広島大学教養教育委員会の所掌内容と平成20年度審議事項

目的	教養教育実施のための企画立案及び調整を行う。
所掌業務	(1) 中期目標・中期計画及び年度計画に関すること。 (2) 点検・評価結果に基づく教育課程及び教育方法の改善に関すること。 (3) その他教養教育の実施に関すること。
教養教育委員会 審議事項	
開催日時	議 事
第1回 平成20年4月25日	1. 平成19年度申し送り事項及び平成20年度検討事項について 2. 学生情報システム開発・運用プロジェクト会議の委員の推薦について 3. 学習支援室運営WGの設置について 4. 平和に関する教育実施委員会からの照会事項について
第2回 平成20年5月23日	1. パッケージ別科目WG及び総合科目WGの設置について
第3回 平成20年6月27日	1. 教養教育科目履修基準表を変更する場合の諸手続について 2. 教養教育カリキュラム平成21年度作業スケジュールについて 3. 教育実習及び介護等体験に関する欠席届について
第4回 平成20年7月25日	1. 平成21年度学年暦（授業スケジュール）について 2. スポーツ実習A及びスポーツ実習Cを統合することについて 3. 広島大学学習支援室内規の制定について
第5回 平成20年8月5日	1. 平成21年度平和に関する授業の必修化について
第6回 平成20年9月26日	1. 平成20年度後期担当教員の変更等について 2. 平成21年度授業時間割の作成方針について 3. 平成21年度教養教育科目履修基準の変更について 4. 教養教育科目の学年暦における授業回数の確保について 5. 初修科目のあり方について
第7回 平成20年10月24日	1. 平成21年度教養教育開設科目について 2. 平成21年度非常勤講師要求枠について 3. 「平成21年度教養教育科目講義概要（シラバス）」の作成について 4. 「平成21年度教養教育について」作成スケジュールについて 5. 平成21年度新入生におけるパッケージ選択の手続等について 6. 初修教育について 7. 履修登録期間の見直し案について 8. 教養ゼミ及び基盤科目に関するアンケートの実施について
第8回 平成20年11月28日	1. 平成21年度教養教育授業時間割（案）について 2. 「平成21年度教養教育科目講義概要（シラバス）」の作成について 3. 平成21年度教養教育ガイダンスについて 4. 教養ゼミ及び基盤科目に関するアンケートの実施について 5. 平成21年度年度計画作成方針について 6. 教養教育における非常勤講師経費について
第9回 平成20年12月19日	1. 平成21年度教養教育授業時間割（案）について 2. 平成21年度教養教育科目授業時間割等の配付部数について 3. 平成21年度教養教育における履修基準について 4. 平成21年度教養教育科目新旧対応表（平成20年度入学生対応）について 5. 平成21年度教養教育科目（夜間授業時間帯開設と昼間授業時間帯開設）対応表について 6. 平成21年度教養教育科目「教養ゼミ」のシラバスについて 7. 「平成21年度教養教育について」の作成について
第10回 平成21年1月23日	1. 平成21年度教養教育科目新旧対応表（平成20年度入学生対応）について 2. 平成21年度ティーチング・アシスタント経費の予算配分について 3. 平成21年度教養教育ガイダンス資料の作成について

開催日時	議 事
第 11 回 平成 21 年 3 月 27 日	1. 「教育室関係の各種取扱い事項」の変更について 2. パッケージの変更希望について 3. 出席管理システムの導入の要望について 4. 基盤科目及び教養ゼミのアンケートの集計結果について 5. 平成 21 年度への申し送り事項について (出典：教育室に設置する会議等に関する内規，教養教育委員会議事要旨抜粋)

資料 2-1-②-D 広島大学の教育に関する組織と業務分掌

(学長室，監査室及び理事室)

第 3 条 本学に，理事が所掌する業務の企画立案，点検評価，改善，円滑な処理等を行うため，理事の下にそれぞれ次の表の右欄に掲げる室を置き，理事室と総称する。

理事	室の名称
理事(教育担当)	教育室
理事(研究担当)	学術室
理事(社会連携・広報・情報担当)	社会連携・情報政策室
理事(医療担当)	医療政策室
理事(財務・総務担当)	財務・総務室

2 理事室に室長を置き，当該理事をもって充てる。  
(教育室に置くグループ)

第 16 条 教育室に置くグループは，それぞれ次の表の右欄に掲げる業務をつかさどる。

グループの名称	所掌する業務
教育企画グループ	(1) <u>本学の教育活動全般に係る事項に関して，企画立案，調整及び点検・評価・改善に関すること。</u> (略)
教務グループ	(7) <u>教養教育に係る企画立案，調整及び実施並びに学習支援室に関すること。</u> (略)

(出典：広島大学の業務組織及び業務分掌に関する規則)

- 参照資料 : \*別添資料 2-1-②-1 広島大学教養教育科目履修規則  
 別添資料 2-1-②-2 教育室運営体制図  
 別添資料 2-1-②-3 教育室に設置する会議等に関する内規  
 別添資料 2-1-②-4 教養教育の全学担当について  
 別添資料 2-1-②-5 授業評価アンケート(教養教育科目)の状況  
 別添資料 2-1-②-6 遠隔双方向授業システムの整備  
 別添資料 2-1-②-7 教育プログラム実施要綱  
 \*別添資料 2-1-②-8 広島大学の業務組織及び業務分掌に関する規則  
 \*別添資料 II-6-1~11 各学部細則

\* 別添資料 2-1-②-1, 8, II-6-1~11 については，広島大学公式ウェブサイト「広島大学規則集」を参照してください。(http://home.hiroshima-u.ac.jp/~houki/reiki/aggregate/catalog/index.htm)

【分析結果とその根拠理由】

本学では，理事・副学長(教育担当)が全学の教育体制を統括し，その下で教養教育委員会を中心として教養教育の全学実施体制を敷いている。教養教育を含めた学士課程教育等の教育活動全般を円滑に遂行するために，理事・副学長(教育担当)を支える教育室が，教育活動全般の実施に係る点検・評価・改善を担い，それらに基づいて実施体制を検証している。

以上により，教養教育の体制を適切に整備し，機能している。

観点 2-1-③： 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

各研究科の教育研究目的を達成するための教育研究組織の編成については、広島大学の講座、学科目、研究部門及び診療科等規則（別添資料 2-1-①-1）に定めている。教育研究組織の編成と教育目的を対応させて示すと、資料 2-1-③-A のようになる。各研究科の運営は構成員からなる研究科教授会によっている（別添資料 2-1-①-2）。

資料 2-1-③-A 研究科・専攻等の編成と教育目的

研究科名	専攻名	講座名	教育研究上の目的
総合科学研究科	総合科学専攻	○行動科学 ○人間文化研究 ○環境自然科学 ○社会文明研究 ○地域研究 *情報システム研究	研究科の人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次に掲げるとおりとする。 (1) 専門分野を重点的に研究し、専門的な知識・技能を高めるとともに、総合科学の方法を身に付けた、学際性・総合性・創造性に秀でた、重点的ジェネラリストを養成する。 (2) 人間のあり方や生き方に対する深い理解と洞察を基盤に、総合科学の知的技法を活用して、21 世紀の知識基盤社会で活躍できる豊かな人間性を備えた人材を養成する。
文学研究科	人文学専攻	○総合人間学 ○応用哲学・古典学 ○歴史文化学 ○日本・中国文学語学 ○欧米文学語学・言語学 ○地表圏システム学	博士課程前期は、人間及びその文化を、過去から現在に至るまで、地域と地球全域に及ぶ広い視野の下に根源的かつ全体的に捉えることを目指す多元的な研究を行うとともに、変動する現実社会を見据え、社会的要請に応え得る研究能力及び学識を備えた研究者及び高度専門職業人を養成し、もって世界の学術文化の進展及び人類の福祉の向上に寄与することを目的とする。 博士課程後期は、人間及びその文化を、過去から現在に至るまで、地域と地球全域に及ぶ広い視野の下に根源的かつ全体的に捉えることを目指す多元的な研究を行うとともに、変動する現実社会を見据え、社会的要請に十分に込え得る高度な研究能力及び豊かな学識を備えた研究者及び高度専門職業人を養成し、もって世界の学術文化の進展及び人類の福祉の向上に寄与することを目的とする。
教育学研究科	学習科学専攻	学習開発専攻	「学び」という人間の本質的な営みを鍵概念として、理論と実践を統合した、21 世紀にふさわしい新たな教育諸科学の学問体系を確立するための学際的・総合的・先端的な教育研究を行うとともに、現代社会における教育、学習及び人間発達にかかわる諸課題を深く認識し、その解決に取り組む専門的職業人及び豊かな生涯学習社会を導くための教育諸科学の先端的研究を推進する研究者を養成することを目的とする。
	特別支援教育学専攻		
	科学文化教育学専攻	文化教育開発専攻	
	言語文化教育学専攻		
	生涯活動教育学専攻		
	教育学専攻	教育人間科学専攻	
心理学専攻		○心理学	

研究科名	専攻名	講座名	教育研究上の目的
		* 幼児心理学 * 臨床心理学	
	高等教育開発専攻	* 高等教育内容・方法研究	
社会科学 研究科	法政システム専攻	○政策法務 ○政策動態	<p>博士課程前期は、現代の地域社会、企業、官公庁及び国際組織が直面する諸問題の解決に必要な課題分析・政策提案能力を備えた高度専門職業人を育成するため、社会科学諸領域の学問的成果を一段と深めた高度専門教育を行うことにより、教育・研究の両面において地域社会との有機的な連携を目指すことを目的とする。</p> <p>博士課程後期は、現代の地域社会、企業、官公庁及び国際組織が直面する諸問題の解決に必要な課題分析・政策提案能力を備えた高度専門職業人を育成するため、社会科学諸領域の学問的成果を一段と深めた高度専門教育を行い、又、現代社会科学の先端を担う、豊かで深い専門性ととも幅広い学識を備えた研究者の養成を行うことにより、教育・研究の両面において地域社会との有機的な連携を目指すことを目的とする。</p>
	社会経済システム専攻	○経済分析 ○公共政策 ○比較経済システム	
	マネジメント専攻	○組織・経営 ○会計・情報 ○地域・交渉	
理学研究 科	数学専攻	○代数数理 ○多様幾何 ○数理解析 ○確率統計 ○総合数理	<p>研究科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 博士課程前期においては、自然界に働く普遍的な法則や基本原理の解明を目指した専門的教育研究活動を通して、課題探求能力及び問題解決能力を高め、真理探究への感性及び総合的判断力を培い、基礎科学のフロンティアを切り開く研究者を目指す人材、専門的知識、技能及び応用力を身に付けた技術者並びに専門的知識及び識見を有しリーダーシップを発揮できる力量のある教育者を養成する。</p> <p>(2) 博士課程後期においては、自然界に働く普遍的な法則や基本原理の解明を目指した専門的教育研究活動を通して、課題探求能力及び問題解決能力を高め、真理探究への感性及び総合的判断力を培い、基礎科学のフロンティアを切り開いて国際的に活躍できる研究者、高度の専門的知識、技能及び幅広い応用力を身に付けて国際的に通用する先進的な科学技術を創造できる技術者並びに高度の専門的知識及び識見を有しリーダーシップを発揮できる力量のある教育者を養成する。</p>
	物理学専攻	○宇宙・素粒子科学 ○物性科学 * 放射光科学	
	化学専攻	○分子構造化学 ○分子反応化学	
	生物学専攻	○動物科学 ○植物生物学 * 多様性生物学 * 両生類生物学 * 植物遺伝子資源学	
	地球惑星システム学専攻	○地球惑星システム学	
	数理分子生命理学専攻	○数理計算理学 ○生命理学	
先端物質 科学研究 科	量子物質科学専攻	○量子物質科学 * 量子物性	<p>博士課程前期は、理学及び工学が融合しあつた分野を新しい教育・研究分野として捉え、組織的な教育に加え、学際的かつ総合的な教育・研究を行い、広い学識及び実務能力をもって国際社会の中で活躍できる専門技術者及び研究者を養成することを目的とする。</p> <p>博士課程後期は、理学及び工学が融合しあつた分野を新しい教育・研究分野として捉え、組織的な教育に加え、学際的かつ総合的な教育・研究を行い、広い学識及び実務能力をもって国際社会の中で新たな視点から問題に立ち向かうことのできる高度な専門技術者及び創造的な研究者を養成することを目的とする。</p>
	分子生命機能科学専攻	○分子生命機能科学 * 生命システム科学	
	半導体集積科学専攻	○半導体集積科学 * 集積システム	
保健学研 究科	保健学専攻	○看護開発科学 ○心身機能生活制御科学	<p>博士課程前期の教育研究上の目的は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 保健医療福祉分野における豊かで幅広い学識及び問題解決能力を涵養し、独創性及び未来志向性を有する研究者・教育者を育成すること。</p> <p>(2) 深い専門知識に基づいて先進的な保健医療福祉分野の研究開発及び実践・指導ができる人材を育成すること。</p> <p>博士課程後期の教育研究上の目的は、次に掲げるとおりとする。</p>

研究科名	専攻名	講座名	教育研究上の目的	
			(1) 保健医療福祉分野における新しい専門研究を推進できる高い研究能力及び国際的視野を有する研究者・教育者を育成すること。 (2) 先進保健医療福祉に関する情報発信及び国際的に活躍できる人材を育成すること。 (3) 高度な専門知識及び優れた研究能力に基づいて保健医療福祉分野の実践・指導ができる人材を育成すること。	
工学研究科	機械システム工学専攻	○機械材料工学 ○エネルギー工学 ○設計工学 ○知能化生産工学 ○機能性材料工学	研究科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次に掲げるとおりとする。 ○博士課程前期 人材の養成に関する目的 (1) 工学の目的を理解させ、社会性及び自律性を養うこと。 (2) 工学に必要な高度な知識を修得させること。 (3) 自ら課題を設定し、それを解決できる能力を有する高度専門技術者を養成すること。 (4) 高度な研究・学際的研究を推進する能力を育成すること。 (5) その他工学に携わる能力を身につけさせること。	
	複雑システム工学専攻	○複雑システム基礎論 ○複雑システム解析・設計論 ○複雑システム応用 ○サイバネティクス	(1) 工学の目的を理解させ、社会性及び自律性を養うこと。 (2) 工学に必要な高度な知識を修得させること。 (3) 自ら課題を設定し、それを解決できる能力を有する高度専門技術者を養成すること。 (4) 高度な研究・学際的研究を推進する能力を育成すること。 (5) その他工学に携わる能力を身につけさせること。	
	情報工学専攻	○コンピュータ・システム工学 ○知識情報工学 ○ソフトウェア信頼性工学 ○情報コミュニケーション工学	高度な研究・学際的研究を推進し、その成果を社会に還元して豊かな社会を作り、人類の平和、発展及び存続に貢献すること。 ○博士課程後期 人材の養成に関する目的 (1) 工学の目的を深く理解させ、十分な社会性及び自律性を養うこと。 (2) 工学に必要な専門的で高度な知識を修得させること。 (3) 自ら課題を設定し、それを解決できる優れた能力を有する高度専門技術者及び研究者を養成すること。 (4) 先進的で高度な研究・学際的研究を推進する能力を育成すること。 (5) その他工学に携わる高度な能力を身につけさせるとともに、工学を継承及び発展させる人材を養成すること。	
	物質化学システム専攻	○化学工学 ○応用化学 ○グリーンケミストリー	高度な研究・学際的研究を推進し、その成果を社会に還元して豊かな社会を作り、人類の平和、発展及び存続に貢献すること。 ○博士課程後期 人材の養成に関する目的 (1) 工学の目的を深く理解させ、十分な社会性及び自律性を養うこと。 (2) 工学に必要な専門的で高度な知識を修得させること。 (3) 自ら課題を設定し、それを解決できる優れた能力を有する高度専門技術者及び研究者を養成すること。 (4) 先進的で高度な研究・学際的研究を推進する能力を育成すること。 (5) その他工学に携わる高度な能力を身につけさせるとともに、工学を継承及び発展させる人材を養成すること。	
	社会環境システム専攻	○建設構造工学 ○地球環境工学 ○構造システム工学 ○建築構造学 ○建築計画学 ○環境システム総合工学	高度な研究・学際的研究を推進し、その成果を社会に還元して豊かな社会を作り、人類の平和、発展及び存続に貢献すること。 ○博士課程後期 人材の養成に関する目的 (1) 工学の目的を深く理解させ、十分な社会性及び自律性を養うこと。 (2) 工学に必要な専門的で高度な知識を修得させること。 (3) 自ら課題を設定し、それを解決できる優れた能力を有する高度専門技術者及び研究者を養成すること。 (4) 先進的で高度な研究・学際的研究を推進する能力を育成すること。 (5) その他工学に携わる高度な能力を身につけさせるとともに、工学を継承及び発展させる人材を養成すること。	
生物圏科学研究科	生物資源科学専攻	○陸域動物生産学 ○水圏生物生産学 ○食料資源経済学 *瀬戸内圏フィールド科学	研究科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次の表に掲げるとおりとする。 ○博士課程前期 自然と調和する持続的な生物生産活動の創出と展開、生物機能・生物資源の活用とその高度利用技術の開発及び生物圏内の循環系を評価・予測・制御する技術の開発に関する教育・研究を实践し、地域・国際社会における応用生物学・環境学系の主に高度専門技術者として、時代と社会の要請に応え得る人材を養成する。	
	生物機能開発学専攻	○分子生命開発学 ○食資源科学	自然と調和する持続的な生物生産活動の創出と展開、生物機能・生物資源の活用とその高度利用技術の開発及び生物圏内の循環系を評価・予測・制御する技術の開発に関する教育・研究を实践し、地域・国際社会における応用生物学・環境学系の主に研究者として、時代と社会の要請に応え得る人材を養成する。	
	環境循環系制御学専攻	○環境予測制御論 ○環境評価論	自然と調和する持続的な生物生産活動の創出と展開、生物機能・生物資源の活用とその高度利用技術の開発及び生物圏内の循環系を評価・予測・制御する技術の開発に関する教育・研究を实践し、地域・国際社会における応用生物学・環境学系の主に研究者として、時代と社会の要請に応え得る人材を養成する。	
医歯薬学総合研究科	医歯科学専攻	創生医科学専攻	○探索医科学 ○病態探究医科学 ○先進医療開発科学 ○放射線ゲノム医科学	研究科は、生命医科学に関する豊かで幅広い学識及び高度な研究能力を有する研究者、問題解決能力を涵養し、独創性及び未来志向性を引き出すことができる教育者、生命・医療倫理の深い知識とこれに根差した先進的な医療開発研究を遂行できる高度専門医療人並びに生命医科学・先進医療に関
		展開医科学	○病態情報医科学	

研究科名	専攻名		講座名	教育研究上の目的
		専攻	○病態制御医科学 ○顎口腔頸部医科学 ○病態薬物治療学	する情報の発信及び共有化の担い手となる人材を養成することを目的とする。
	薬学専攻		○創薬科学 ○医療薬学	
	口腔健康科学専攻		○口腔健康科学	
国際協力研究科	開発科学専攻		○開発政策 ○開発技術 ○平和共生	研究科は、国際協力を推進する観点から、開発途上国の経済、技術、社会及び文化の持続的発展に貢献できる高度専門的職業人、国内外の行政担当者、国際機関の職員及び研究者の育成を目的とする。
	教育文化専攻		○教育文化	
法務研究科	法務専攻		○民事法 ○刑事法 ○公法・基礎法学	知的・精神的に強靱な資質と高度な法的学識・能力を備えるとともに高い倫理観をもち、社会の法的ニーズに応じた適切なサービスを提供できる専門職業人としての法律専門家を養成し、もって法の支配の貫徹した公正な日本社会の建設に貢献することを、その教育上の理念として、法律専門家を養成することを目的とする。

○印を冠するものは基幹講座で、博士課程(口腔健康科学講座にあっては修士課程)の研究科に置かれるものを示す。

\*印を冠するものは協力講座(すべて協力教員で構成する講座をいう。)で、博士課程の研究科に置かれるものを示す。

(出典：広島大学の講座、学科目、研究部門及び診療科等規則、各研究科細則)

参照資料：\*別添資料 2-1-①-1 広島大学の講座、学科目、研究部門及び診療科等規則  
\*別添資料 2-1-①-2 広島大学部局運営規則  
別添資料 II-9 研究科・専攻等の教育研究上の目的  
別紙様式 大学現況票

\* 別添資料 2-1-①-1, 2については、広島大学公式ウェブサイト「広島大学規則集」を参照してください。

(<http://home.hiroshima-u.ac.jp/~houki/reiki/aggregate/catalog/index.htm>)

### 【分析結果とその根拠理由】

教育研究の目的を達成するために、大学院レベルで区分・分類される専門分野等に則した専攻、講座で各研究科の組織を構成している。

以上により、研究科及びその専攻の構成は、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。

**観点 2-1-④：** 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

### 【観点に係る状況】

本学では、特別支援教育の充実に資するため、現職教員及び特別支援教育教員を志望する者を対象として特別支援教育に関する高度の専門教育を施すことを目的として、特別支援教育特別専攻科を設置している。このことは、教育学部、教育学研究科を有する本学にとって、その教育研究目的に沿ったものである。

本専攻科には、特別支援教育専攻と知的障害教育領域コース、特別支援教育コーディネーターコースの2コースを有しており、知的障害教育領域コース修了者は、特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者、肢体不自由者、病弱者に関する教育の領域)が取得でき、特別支援教育コーディネーターコース修了者は、特別支援学校教諭専修免許状(視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者に関する教育の領域)が取得できる(別添資料 2-1-④-1)。

修了後は、主として教育現場の特別支援教育に就職している(別添資料 2-1-④-2)。

このように、本専攻科は、教育に関する高度の専門教育を施すことを目的としているので、教育目的を共有で

きる大学院教育学研究科の教員が授業を担当し、教育学部教授会が実質的な管理・運営を行っている。

参照資料 : \*別添資料2-1-④-1 広島大学特別支援教育特別専攻科規則  
 別添資料2-1-④-2 広島大学特別支援教育特別専攻科の状況  
 別紙様式 大学現況票

\* 別添資料2-1-④-1については、広島大学公式ウェブサイト「広島大学規則集」を参照してください。  
 (<http://home.hiroshima-u.ac.jp/~houki/reiki/aggregate/catalog/index.htm>)

【分析結果とその根拠理由】

教育研究の目的を達成するために、教育学部教授会が実質的な管理・運営を担い、教育研究目的を共有する大学院教育学研究科の教員が授業を担当している。

以上により、専攻科の構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。

観点2-1-⑤：大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

【観点に係る状況】

大学設置基準上必要とされている附属施設を活用した平成19年度及び平成20年度の授業科目数及び時間数は資料2-1-⑤-Aに示すとおりであり、その他の施設を活用した平成19年度及び平成20年度の授業科目数及び時間数は資料2-1-⑤-Bに示すとおりである。

本学では、設置基準上必要とされている附属施設以外に附置研究所(1施設)、全国共同利用施設(1施設)、中国・四国地区国立大学共同利用施設(1施設)、学内共同教育研究施設等(21施設)及び学内共同利用施設(1施設)を有しており、特に教育研究活動を直接担う施設の設置目的は、資料2-1-⑤-Cに示すとおり、学部及び研究科において実施している。

資料2-1-⑤-A 大学設置基準上必要な施設と授業での利用状況

学部名	施設名	平成19年度		平成20年度	
		授業科目数	授業時間数	授業科目数	授業時間数
教育学部	附属小学校	4	375	5	390
	附属中・高等学校	5	420	5	420
	附属東雲小学校	7	675	8	690
	附属東雲中学校	7	630	7	630
	附属幼稚園	1	90	1	90
	附属三原小学校	4	375	5	390
	附属三原中学校	4	330	4	330
	附属三原幼稚園	1	90	1	90
	附属福山中・高等学校	5	420	5	420
医学部、歯学部	病院	18	5,674	17	6,852
薬学部	薬用植物園	1	30	1	30
工学部	学校工場	2	210	3	249
生物生産学部	農場	9	228	9	228
	練習船	7	220	7	220

(出典：大学での集計)

資料2-1-⑤-B その他施設の授業での利用状況

施設名	利用学部・研究科名	平成19年度		平成20年度	
		授業科目数	授業時間数	授業科目数	授業時間数
病院	保健学研究科	3	270	3	1,790
放射光科学研究センター	理学研究科	—	—	1	30
	工学研究科	1	2	—	—
西条共同研修センター	文学研究科	1	30	1	30
ナノデバイス・バイオ融合科学研究所	先端物質科学研究科	1	30	4	73
情報メディア教育研究センター	工学部	12	390	11	360
	工学研究科	—	—	1	23
産学連携センター	社会科学研究科	1	30	1	30
ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー	先端物質科学研究科	—	—	1	26
社会科学研究科附属地域経済システム研究センター	社会科学研究科	3	90	3	90
理学研究科附属臨海実験所	理学部	3	135	3	135
	理学研究科	1	60	1	60
理学研究科附属宮島自然植物実験所	理学部	2	75	2	75
	理学研究科	1	60	1	60
理学研究科附属植物遺伝子保管実験施設	理学研究科	1	60	1	60
理学研究科附属両生類研究施設	理学研究科	3	180	3	180
解剖教育研究施設	医学部、歯学部	3	1,530	3	1,530
生物生産学部附属練習船	総合科学部	1	16	1	16
生物圏科学研究科附属瀬戸内圏フィールド科学教育研究センター竹原ステーション(水産実験所)	生物生産学部	4	131	4	131

(出典：大学での集計)

資料2-1-⑤-C 各施設の設置目的と授業担当状況

施設名称	設置目的	専任教員数		担当科目数			
		平成19年度	平成20年度	平成19年度 学部	平成19年度 研究科	平成20年度 学部	平成20年度 研究科
附置研	原爆放射線医学研究所	46	48	15	116	13	70
全国	放射光科学研究センター	7	8	8	43	6	28
学内共同教育研究施設等	ナノデバイス・バイオ融合科学研究所	6	7	7	57	7	54
	高等教育研究開発センター	8	10	17	97	10	82
	情報メディア教育研究センター	14	15	14	41	21	24
	留学生センター	11	10	80	41	35	40

施設名称	設置目的	専任教員数		担当科目数					
		平成19年度	平成20年度	平成19年度		平成20年度			
		学 部	研究科	学 部	研究科				
学内共同教育研究施設等	産学連携センター	次に掲げる事項を行うことを目的とする。 (1) 本学と国内外の民間等外部の機関との共同研究、受託研究及び交流を通じて、本学の教育研究の発展に寄与するとともに、地域社会及び国際社会における産業技術の振興及び発展に貢献すること。 (2) 本学において、ベンチャー・ビジネスの萌芽ともなるべき独創的な研究開発を推進し、高度の専門的職業能力を持つ創造的な人材の育成に貢献するとともに、本学の研究成果、人的資源等を活用するベンチャー・ビジネスの創出などを支援することにより、本学の研究成果を社会に還元し、もって経済の活性化及び新産業の創出に貢献すること。 (3) 本学職員等の教育研究活動における知的財産の創出に関する支援を行うとともに、知的財産に関する教育研究を行って人材を育成し、知的財産の社会への還元と活用を通じて社会に貢献すること。		5	5	3	6	3	8
	環境安全センター	実験廃液の処理を含めた環境管理並びに学生及び職員の安全管理に関する専門的業務を行うとともに、環境及び安全に関する教育研究を行うことを目的とする。		4	4	8	10	3	4
	宇宙科学センター	本学における宇宙・天文の研究・教育を推進するとともに、大学共同利用機関法人自然科学研究機構等と連携し、全国の大学等との共同研究及び共同利用に供し、もって我が国の宇宙・天文の研究・教育、次世代を担う児童・生徒の科学教育及び生涯学習の推進に寄与することを目的とする。		3	3	6	12	—	6
	外国語教育研究センター	外国語教育に責任を持ち、学生の実践的コミュニケーション能力や外国語運用能力などの実力向上を図るとともに、外国語教育方法の研究開発と豊かな外国語教育の開発実施を通して、本学の学生及び職員に質の高い外国語学習の機会を提供し、もって国際的に活躍できる人材を育成することを目的とする。		17	17	157	37	153	38
	文書館	本学にとって重要な文書の整理・保存並びに大学の歴史に関する資料の収集・整理・保存及び公開を行うとともに、関連する分野の教育研究を行うことを目的とする。		2	2	4	—	2	—
	スポーツ科学センター	本学におけるスポーツに関する学士課程教育を企画立案・実施し、スポーツに関する研究及び地域社会との連携を推進するとともに、スポーツ科学に関する大学院の設置構想等の策定を行うことを目的とする。		—	—	80	—	80	—
	先進機能物質研究センター	革新的機能を有する物質を設計・創製し、物質科学分野の新しい研究領域を創出するとともに、若手研究者を育成し、国際的な研究教育の拠点となることを目的とする。		2	2	1	17	1	14

(出典：広島大学学則，各施設の規則，大学での集計)

参照資料：別添資料Ⅱ-3 広島大学学則

\*別添資料2-1-⑤-1~24 各施設の規則

\* 別添資料2-1-⑤-1~24については、広島大学公式ウェブサイト「広島大学規則集」を参照してください。  
(<http://home.hiroshima-u.ac.jp/houki/reiki/aggregate/catalog/index.htm>)

【分析結果とその根拠理由】

大学設置基準上必要とされている施設は、その目的に沿って利用されているとともに、その他の施設も学部や大学院の教育に貢献している。また、各施設所属の教員が施設での研究内容に関する講義を行っている。

以上により、全学的なセンター等の構成は、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。

観点 2-2-①： 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

教育活動に係る重要事項を審議するため、全学的には、国立大学法人法に定められた教育研究評議会を設置している（別添資料 2-2-①-1）。

教授会の構成員、審議事項、代議員会の構成員を広島大学部局運営規則（別添資料 2-1-①-2）に規定し、教授会及び代議員会の運営に関し必要な事項は、部局に委ねている（資料 2-2-①-A）。各教授会の開催状況は、資料 2-2-①-B に示すとおりで、ほぼ月に 1 回以上教授会又は代議員会を開催している。

また、部局における重要事項について企画立案等を行い、部局長を直接的に支援する組織として、部局長室を置くことを部局運営規則で規定している。なお、部局長室の構成員は、室長である部局長、副部局長、部局長補佐、その他部局長が必要と認めた者としている。

資料 2-2-①-A 教授会等

(定義)	
第 2 条	この規則において「部局」とは、本学の学部、研究科、附置研究所及び病院をいう。 (部局長室)
第 6 条	部局に、部局における重要事項について企画立案等を行い、部局長を直接的に支援する組織として、部局長室を置き、室長である部局長、副部局長、部局長補佐その他部局長が必要と認めた者で構成するものとする。 (教授会)
第 11 条	部局に、審議機関として教授会を置く。
2	教授会は、次に掲げる構成員で組織する。 (1) 部局長 (2) 副部局長 (3) 部局長補佐 (4) 教授(前 3 号に規定する者を除く。)
3	教授会は、当該部局における次の事項を審議する。 (1) 長期的な目標、中期目標・中期計画及び年度計画における教育、研究及び社会貢献活動に関する事項 (2) 教員の人事に関する事項 (3) 学生の受入れと身分に関する事項 (4) 学位の授与に関する事項 (5) 教育課程に関する事項 (6) 研究活動に関する事項 (7) 社会貢献活動に関する事項 (8) 諸規則の制定及び改廃に関する事項 (9) その他部局長が必要と認めた事項
4	教授会は、前項に掲げる審議事項のうち、当該教授会が定めたものの審議を次条に定める代議員会に付託するものとする。この場合においては、代議員会の議決をもって教授会の議決とするものとする。 (代議員会)
第 12 条	教授会に、代議員会を置くものとする。
2	代議員会は、前条第 2 項に規定する者のうち、次に掲げる者で組織する。 (1) 部局長 (2) 副部局長 (3) 部局長補佐 (4) その他第 8 条から第 10 条までに規定する者又はこれらに準ずる者のうちから、部局が定めた者 (審議機関の運営)
第 13 条	前 2 条に規定する教授会及び代議員会の運営に関し必要な事項は、部局が定める。

(出典：広島大学部局運営規則)

資料 2-2-①-B 教授会・代議員会の開催回数

学部名	会議名	平成 19 年度	平成 20 年度
総合科学部	教授会	1 2	1 3
	代議員会	2 3	2 0
文学部	教授会	1 6	1 5
	代議員会	2 3	2 0

学部名	会議名	平成19年度	平成20年度
教育学部	教授会	13	13
	代議員会	15	14
法学部	教授会	15	14
経済学部	代議員会	14	14
理学部	教授会	5	7
	代議員会	10	10
医学部	教授会	8	9
	代議員会	4	5
歯学部	教授会	15	16
薬学部	教授会	14	14
工学部	教授会	4	3
	代議員会	12	12
生物生産学部	教授会	13	14

研究科名	会議名	平成19年度	平成20年度
総合科学研究科	教授会	10	10
	拡大教授会	11	13
	代議員会	11	13
文学研究科	教授会	16	15
	代議員会	23	20
教育学研究科	教授会	13	13
	代議員会	15	14
社会科学研究科	教授会	2	2
	代議員会	12	13
理学研究科	教授会	8	9
	代議員会	15	11
先端物質科学研究科	教授会	1	1
	代議員会	11	12
保健学研究科	教授会	18	21
工学研究科	教授会	7	7
	代議員会	12	12
生物圏科学研究科	教授会	6	7
	代議員会	11	12
医歯薬学総合研究科	教授会	15	17
	代議員会	3	1
国際協力研究科	教授会	22	21
法務研究科	教授会	21	23

(出典：大学での集計)

参照資料：別添資料2-2-①-1 国立大学法人広島大学運営組織図

\*別添資料2-1-①-2 広島大学部局運営規則

\* 別添資料2-1-①-2については、広島大学公式ウェブサイト「広島大学規則集」を参照してください。  
(<http://home.hiroshima-u.ac.jp/~houki/reiki/aggregate/catalog/index.htm>)

【分析結果とその根拠理由】

教育活動に係る重要事項を審議するため、全学的には、国立大学法人法に定められた教育研究評議会を、各部局には教授会を設置している。

各部局の教授会は、全学規則に則った審議事項について適切な頻度で開催・審議している。

また、各部局における重要事項について企画・立案等を行い、部局長を直接的に支援する「部局長室」（構成員：部局長と副部局長、部局長補佐、その他部局長が必要と認めた者）を設置している。

なお、副部局長として事務系職員を指定し、部局長室の会合及び教授会に参加している。

以上により、教授会等は、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っている。

観点 2-2-②: 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

【観点に係る状況】

全学的な観点から教育活動全般について審議する委員会として、資料 2-2-②-A に示すように、教育室の下に、学士課程会議、大学院課程会議及び教養教育委員会を設置し、資料 2-2-②-B のとおり教育課程や教育方法等を検討している。

各部局の教務関係委員会は、資料 2-2-②-C に示すような構成や開催頻度で教育課程や教育方法等を検討している。部局によっては、日常的な教務関係事項を審議する委員会とは別に、将来計画や教育改革を企画する委員会を設けて検討している。

資料 2-2-②-A 学士課程会議、大学院課程会議、教養教育委員会の概要

会議	目的及び所掌業務	委員	開催回数	
			19	20
学士課程会議	目的 「世界トップレベルの特色ある総合研究大学」という到達目標にふさわしい学士課程教育の企画立案及び調整を行うとともに、到達目標型教育による更なる教育の質的向上を図るため。	(1) 理事（教育担当） (2) 各学部が、それぞれその教授又は准教授のうちから推薦する者 1 人 (3) 特定プログラムを提供している研究科及び学内共同研究施設がそれぞれその教授又は准教授のうちから推薦する者 1 人 (4) その他理事（教育担当）が必要と認めた者若干人 計 18 名	9	11
	所掌業務 (1) 中期目標・中期計画及び年度計画に関すること。 (2) その他学士課程教育に関すること。			
大学院課程会議	目的 実績ある高度な研究力を背景にした、「世界トップレベルの特色ある総合研究大学」にふさわしい大学院課程教育の企画立案及び調整を行うため。	(1) 理事（教育担当） (2) 各研究科が、それぞれその教授又は准教授のうちから推薦する者 1 人 (3) その他理事（教育担当）が必要と認めた者若干人 計 14 名	11	11
	所掌業務 (1) 中期目標・中期計画及び年度計画に関すること。 (2) その他大学院課程教育に関すること。			
教養教育委員会	目的 教養教育の企画立案及び調整を行うため。	(1) 副理事（教育改革担当） (2) 各学部、高等教育研究開発センター、情報メディア教育研究センター、外国語教育研究センター及びスポーツ科学センターがそれぞれその教授又は准教授のうちから推薦する者 1 人 (3) その他理事（教育担当）が認めた者若干人 計 19 名	9	11
	所掌業務 (1) 中期目標・中期計画及び年度計画に関すること。 (2) 点検・評価結果に基づく教育課程及び教育方法の改善に関すること。 (3) その他教養教育に関すること。			

(出典：教育室に設置する会議等に関する内規)

資料 2-2-②-B 学士課程会議、大学院課程会議、教養教育委員会の検討事項（平成 20 年度）

【学士課程会議】

開催年月日	議 事
第 1 回 平成 20 年 4 月 22 日	1. 野外における教育研究活動に関する安全衛生等について
第 2 回 平成 20 年 5 月 27 日	1. 広島大学の授業スケジュールの作成について 2. HiPROSPECTS (R) 推進 WG の設置について
第 3 回 平成 20 年 6 月 24 日	1. 広島大学の学年暦（授業スケジュール）の作成について 2. 教育実習及び介護等体験に関する「欠席届」について
第 4 回 平成 20 年 7 月 22 日	1. 副専攻プログラムの今後の在り方について 2. 到達度評価に関するデータの活用方法について
第 5 回 平成 20 年 9 月 16 日	1. 副専攻プログラムの今後の在り方等について 2. 履修証明制度について
第 6 回 平成 20 年 10 月 28 日	1. 履修登録期間の見直しについて 2. 副専攻プログラムの今後の在り方等について

開催年月日	議 事
	3. 広島大学アクションプラン2008 について
第7回 平成20年11月25日	1. 副専攻プログラムの今後の在り方等について 2. 詳述書の公開について
第8回 平成20年12月16日	1. 副専攻プログラムの今後の在り方等について 2. 平成21年度補充教育について 3. 到達度総合評価の利便化に関する申し入れについて
第9回 平成21年1月27日	1. 副専攻プログラムの今後の在り方等について 2. 平成21年度補充教育について
第10回 平成21年2月24日	1. 通則等の一部改正について
第11回 平成21年3月24日	1. 特定プログラムの修了証書発行について 2. 第2期中期計画の年度計画について 3. 学士課程会議の引き継ぎ事項等について

(出典：学士課程会議議事概要)

【大学院課程会議】

開催年月日	議 事
第1回 平成20年4月18日	1. 大学院課程会議について 2. 平成19年度大学院課程会議からの引継について 3. 平成20年度年度計画について 4. 大学院教育のFDについて 5. 「大学院案内」(2008版)の作成について 6. 学生アンケートの実施結果について
第2回 平成20年5月16日	1. 産学連携センターからの教育プログラム「国際的に通用する文理融合実務型人材の育成プログラム(仮題)」の提案について 2. 大学院課程会議に設置するWGについて 3. 平成20年度前期大学院授業評価アンケートの実施について 4. 広島大学の学年暦(授業スケジュール)の作成について 5. 「大学院案内」(2008版)の作成について 6. 大学院教育内容および方法について 7. アドミッションポリシーと大学院入試(選抜方法)の整合性について
第3回 平成20年6月20日	1. 広島大学の学年暦(授業スケジュール)の作成について 2. 平成20年度前期大学院授業評価アンケートの実施について
第4回 平成20年7月25日	1. 中期目標の達成状況を踏まえた平成20年度計画について 2. 広島大学アクションプラン2008 について 3. 産学連携センターからの教育プログラム「国際的に通用する文理融合実務型人材の育成プログラム(仮題)」の提案に対する研究科意見について 4. 大学院教育内容および方法について 5. アドミッションポリシーと大学院入試(選抜方法)の整合性について
第5回 平成20年9月29日	1. 中期目標の達成状況を踏まえた平成20年度計画について 2. 広島大学アクションプラン2008 について 3. 産学連携センターからの教育プログラム「国際的に通用する文理融合実務型人材の育成プログラム(仮題)」の提案に対する研究科意見について 4. 大学院教育内容および方法について 5. アドミッションポリシーと大学院入試(選抜方法)の整合性について 6. 履修証明制度について
第6回 平成20年10月24日	1. 中期目標の達成状況を踏まえた平成20年度計画について 2. 履修登録期間の見直し案について 3. 広島大学の学年暦(授業スケジュール)の作成について 4. 履修証明制度について 5. 大学院教育FDについて
第7回 平成20年11月21日	1. 中期目標の達成状況を踏まえた平成20年度計画について 2. 大学院課程における英語教育の提供について(中間報告) 3. 法務研修生制度について 4. 平成19年度広島大学大学院学生生活アンケート集計結果(全学)分析報告について 5. 大学院教育FDについて
第8回 平成20年12月19日	1. 大学院規則の一部改正について 2. 平成20年度後期大学院授業評価アンケートの実施について

開催年月日	議 事
第9回 平成21年1月16日	1. 大学院課程における英語教育の提供について (中間報告) 2. 学部生の大学院授業科目早期履修制度骨子 (試案) について 3. 平成22年度概算要求について
第10回 平成21年2月20日	1. 広島大学通則等の一部改正 (案) について 2. 大学院における学位授与状況 (教員一人当たりの授与率) について 3. 大学院教育広報について (ホームページ掲載事項等) について
第11回 平成21年3月26日	1. 平成21年度大学院共通授業科目 (試行) について 2. 【第二期】中期目標・中期計画に係る年度計画の作成について 3. 平成21年度大学院課程会議の引継事項について

(出典：大学院課程会議議事概要)

【教養教育委員会】

資料2-1-②-D 広島大学教養教育委員会の所掌内容と平成20年度審議内容 参照

資料2-2-②-C 各部署の教務委員会等の概要

学部名	名称	委員構成・所掌内容	開催回数	
			19	20
総合科学部	プログラム委員会	<b>(委員構成)</b> ・ 委員長 ・ 各プログラムからそれぞれ選出された者2名 ・ 学部長が必要と認めた者若干人 計21名 <b>(所掌内容)</b> ・ 総合科学部学生が履修するカリキュラムの基本方針、編成、変更等に関する事項 (教職課程に関する事項を含む。) ・ 教育の評価・改善に関する事項 ・ 学生の身分に関する事項 ・ 学生生活に関する事項 ・ その他必要な事項	12	12
	学務委員会	<b>(委員構成)</b> ・ 委員長 ・ 各責任単位から推薦された14名 (3名以上の教授を含める) ・ 必要に応じて委員長が推薦する者若干人 計15名 <b>(所掌内容)</b> ・ 教養教育の学務に関する事項 ・ 教養教育の将来計画に関する事項 ・ その他教養教育に関し必要な事項	10	9
文学部	教務委員会	<b>(委員構成)</b> ・ 学部長補佐 (教務・学生・入試担当) (委員長) ・ 教授のうちから研究科長が指名した者 (5名) 計6名 <b>(所掌内容)</b> ・ 教務に関する事項 ・ 学生生活に関する事項 ・ 留学生に関する事項 ・ 入学者選抜に関する事項 ・ 学部長から諮問された事項	19	19
教育学部	教育部会	<b>(委員構成)</b> ・ 副学部長 (教育担当) ・ 講座から推薦された教員各1名 ・ 附属施設及びセンターから推薦された教員1名 ・ 高等教育研究開発センターから推薦された教員1名 計19名 <b>(所掌内容)</b> ・ 教務に関する事項 ・ 学生生活に関する事項 ・ 同和教育に関する事項 ・ 司書教諭講習に関する事項 ・ その他部会長が必要と認めた事項	12	12

学部名	名称	委員構成・所掌内容	開催回数	
			19	20
法学部	拡大学部長室会議	(委員構成) ・ 学部長, 副学部長, 昼間コース主任, 夜間主コース主任, 教務委員 3名 計 7名 (所掌内容) ・ 部局における重要事項について企画立案等	8	10
	教務委員会	(委員構成) ・ 法学部教員のうちから 2名 計 2名 (所掌内容) ・ 教務に関する事項	12	12
経済学部	教務委員会	(委員構成) ・ 5つの学科目から各 1名, 昼間コース主任, 夜間主コース主任 計 7名 (所掌内容) ・ 教務に関する事項	14	12
理学部	教務委員会	(委員構成) ・ 副学部長(学部担当) ・ 各学科が学部併任のそれぞれその教授, 准教授及び講師のうちから推薦する者 1名 ・ 学部長が必要と認めた者若干人 計 6名 (所掌内容) ・ 教務に関する事項	5	7
医学部	医学部長室会議	(委員構成) ・ 学部長, 副学部長, 学科長, 学部長補佐 計 13名 (所掌内容) ・ 部局における重要事項について企画立案等	19	16
歯学部	学部長室会議	(委員構成) ・ 学部長, 副学部長, 学科長, 学部長補佐 計 7名 (所掌内容) ・ 部局における重要事項について企画立案等	41	43
	教育・入試 WG	(委員構成) ・ 副学部長, 教授 4名, 准教授又は講師 4名 計 9名 (所掌内容) ・ 学部教育, 学部入試及び共用試験について検討	9	6
薬学部	教授会	(委員構成) ・ 教授 13名 ・ 副学部長(総務担当) 1名 計 14名 (所掌内容) ・ 長期的な目標, 中期目標・中期計画及び年度計画における教育, 研究及び社会貢献活動に関する事項 ・ 教員の人事に関する事項 ・ 学生の受入れと身分に関する事項 ・ 学位の授与に関する事項 ・ 教育課程に関する事項 ・ 研究活動に関する事項 ・ 社会貢献活動に関する事項 ・ 諸規則の制定及び改廃に関する事項 ・ その他学部長が必要と認めた事項	14	15
	学科会議	(委員構成) ・ 各学科の教授, 病院薬剤部の教授 計 13名 (所掌内容) ・ 学部長の指示の下に学科の運営に関する校務を整理し, 連絡調整に当たる。	4	9
工学部	工学部教務委員会	(委員構成) ・ 各々が, それぞれの教授, 准教授, 講師 又は助教のうちから推薦する者 3名。ただし, 各々が推薦する者には, それぞれ少なくとも教授 1名を含むものとする。	12	11

学部名	名称	委員構成・所掌内容	開催回数	
			19	20
		<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎教育系が、その教授、准教授、講師又は助教のうちから推薦する者1名。ただし、基礎教育系とは、応用数学担当教員集団とする。</li> </ul> <p style="text-align: right;">計13名</p> <p>(所掌内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教務に関する事項</li> <li>生涯学習に関する事項</li> <li>図書に関する事項</li> <li>教育評価に関する事項</li> <li>評価結果のフィードバックに関する事項</li> <li>学部長から諮問された事項</li> </ul>		
生物生産学部	学部教務委員会	<p>(委員構成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学部長が教員のうちから指名した者2名</li> <li>各コースがそれぞれの教員のうちから選出した者1名</li> </ul> <p style="text-align: right;">計6名</p> <p>(所掌内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>カリキュラムの編成に関する事項</li> <li>シラバス作成に関する事項</li> <li>時間割作成に関する事項</li> <li>公開講座等のエクステンション事業に関する事項</li> <li>その他教務に関する事項</li> </ul>	11	11
	学部教育改革推進委員会	<p>(委員構成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学部教務委員会委員のうちから選出した者1名</li> <li>各コースから選出した者1名</li> <li>副学部長・学部長補佐のうち学部長が指名した者</li> <li>支援室長</li> <li>学部長が必要と認めた者若干名</li> </ul> <p style="text-align: right;">計8名</p> <p>(所掌内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学部の教育改革に関すること。</li> <li>学部のFDの実施に関すること。</li> </ul>	6	8

(出典：各学部教務委員会等の規則)

研究科	名称	委員構成・所掌内容	開催回数	
			19	20
総合科学研究科	教務委員会	<p>(委員構成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>委員長</li> <li>副研究科長（大学院担当）</li> <li>部門長</li> <li>21世紀科学プロジェクト委員会委員長</li> <li>各領域から推薦された者1名（領域主任）</li> <li>研究科長が必要と認めた者若干人</li> </ul> <p style="text-align: right;">計16名</p> <p>(所掌内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>履修するカリキュラムの基本方針、編成、変更等に関する事項</li> <li>教育の評価・改善に関する事項</li> <li>学生の身分に関する事項</li> <li>学生生活に関する事項</li> <li>その他必要な事項</li> </ul>	14	14
文学研究科	教務委員会	<p>(委員構成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究科長補佐（教務・学生・入試担当）（委員長）</li> <li>教授のうちから研究科長が指名した者（5名）</li> </ul> <p style="text-align: right;">計6名</p> <p>(所掌内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教務に関する事項</li> <li>学生生活に関する事項</li> <li>留学生に関する事項</li> <li>入学者選抜に関する事項</li> <li>研究科長から諮問された事項</li> </ul>	19	19

研究科	名称	委員構成・所掌内容	開催回数	
			19	20
教育学研究科	教育部会	(委員構成) ・ 副研究科長(教育担当) ・ 講座から推薦された教員各1名 ・ 附属施設及びセンターから推薦された教員1名 ・ 高等教育研究開発センターから推薦された教員1名 計19名	1 2	1 2
		(所掌内容) ・ 教務に関する事項 ・ 学生生活に関する事項 ・ 同和教育に関する事項 ・ 司書教諭講習に関する事項 ・ その他部長が必要と認めた事項		
社会科学研究科	研究科長室会議	(委員構成) ・ 研究科長, 副研究科長3名, 研究科長補佐4名, 国際社会論専攻長, 附属地域経済システム研究センター長 計10名	1 2	1 2
		(所掌内容) ・ 部局における重要事項について企画立案等		
	法政システム専攻 入試教務委員会	(委員構成) ・ 専攻担当教員のうちから2名 計2名	1	1
		(所掌内容) ・ 入試に関する事項 ・ 教務に関する事項		
社会経済システム専攻 入試教務委員会	(委員構成) ・ 専攻長, 各プログラムから1名 計5名	1 1	1 0	
	(所掌内容) ・ 入試に関する事項 ・ 教務に関する事項			
マネジメント専攻 教務委員会	(委員構成) ・ マネジメント専攻長が指名 計7名	2	2	
	(所掌内容) ・ 教務に関する事項			
理学研究科	大学院委員会	(委員構成) ・ 副研究科長(大学院担当) ・ 各専攻がそれぞれその教授のうちから推薦する者2名 ・ 研究科長が必要と認めた者若干人 計12名	8	6
		(所掌内容) ・ 教務及び入試等に関する事項		
先端物質科学 研究科	運営企画会議	(委員構成) ・ 研究科長, 副研究科長(専攻長), 研究科長補佐(支援室長) 計5名	3 2	3 8
		(所掌内容) ・ 部局における重要事項について企画立案等		
保健学研究科	研究科教育委員会	(委員構成) ・ 教授6名, その他若干人(含 副研究科長2名) 計18名	1 2	1 2
保健学研究科	研究科教育委員会	(所掌内容) ・ カリキュラムに関する事項 ・ 学生募集に関する事項 ・ 入学試験に関する事項 ・ 学位申請に係る資格要件の審査に関する事項 ・ 学位申請の受理に関する事項 ・ 学位申請に伴う外国語試験に関する事項 ・ 学位論文審査における審査委員会委員の推薦に関する事項 ・ その他教務及び学生生活に関し必要と認める事項		
工学研究科	研究科教務委員会	(委員構成) ・ 各専攻が, それぞれの教授, 准教授, 講師又は助教のうちから推薦する者2名。ただし, 各専攻が推薦する者には, それぞれ	1 1	1 1

研究科	名称	委員構成・所掌内容	開催回数	
			19	20
		少なくとも教授1名を含むものとする。 ・ 研究科長が必要と認めた者 計10名 (所掌内容) ・ 教務に関する事項 ・ 入学試験に関する事項 ・ 研究科長から諮問された事項		
生物圏科学 研究科	研究科学務委員会	(委員構成) ・ 各専攻長 ・ 各講座主任又は副講座主任 ・ 研究科長が必要と認めた者若干人 計11名 (所掌内容) ・ 入学者選抜方法に関する事項 ・ 入学試験の実施計画案作成に関する事項 ・ 調査書の審査に関する事項 ・ 健康診断書の審査に関する事項 ・ 受験資格審査に関する事項 ・ 出題問題に関する事項 ・ カリキュラムの編成に関する事項 ・ シラバス作成に関する事項 ・ 時間割作成に関する事項 ・ オリエンテーションの実施計画案作成に関する事項 ・ その他入学試験及び教務に関する事項	17	15
	研究科教育改革推進委員会	(委員構成) ・ 学務委員会委員のうちから選出した者1名 ・ 各専攻から選出した者1名 ・ 副研究科長・研究科長補佐のうち研究科長が指名した者 ・ 支援室長 ・ 研究科長が必要と認めた者若干名 計8名 (所掌内容) ・ 研究科の教育改革に関すること。 ・ 研究科のFDの実施に関すること。	18	4
医歯薬学総合 研究科	教育委員会	(委員構成) ・ 各専攻から選出された教授、准教授又は講師18名 ・ 研究科長が必要と認めた者若干人 計18名 (所掌内容) ・ カリキュラムに関する事項 ・ 研究指導体制に関する事項 ・ 学生募集に関する事項 ・ 入学試験に関する事項 ・ 学位申請に係る資格要件の審査に関する事項 ・ 学位申請の受理に関する事項 ・ 学位申請に伴う外国語試験に関する事項 ・ 学位論文審査における審査委員会委員の推薦に関する事項 ・ その他教務及び学生生活に関し必要と認める事項	13	17
国際協力研究科	学務委員会	(委員構成) ・ 各講座からの選出教員及び委員会が必要と認めた教員 計8名 (所掌内容) ・ 教育課程に関すること。 ・ 授業及び試験実施に関すること。 ・ 学生の課外教育に関すること。 ・ 成績評価に関すること。 ・ 学生募集に関すること。 ・ 入学試験に関すること。 ・ その他教務及び入学試験に関し必要と認められること。	16	16
法務研究科	研究科長室会議	(委員構成) ・ 研究科長、副研究科長、講座主任、支援室長、研究科長が必要	29	31

研究科	名称	委員構成・所掌内容	開催回数	
			19	20
		と認めた者若干人 計9名		
		(所掌内容) ・ 部局における重要事項について企画立案等		
	教務委員会	(委員構成) ・ 教授会で選出された教員 計4名	20	21
		(所掌内容) ・ 教務に関する事項の検討		
	法務研究科FD会合	(委員構成) ・ 法務研究科全教員 計19名	12	11
		(所掌内容) ・ 教育方法等改善		

(出典：各研究科教務委員会等の規則)

参照資料：別添資料2-1-②-3 教育室に設置する会議等に関する内規  
\*別添資料2-1-①-2 広島大学部局運営規則

\* 別添資料2-1-①-2については、広島大学公式ウェブサイト「広島大学規則集」を参照してください。  
(<http://home.hiroshima-u.ac.jp/~houki/reiki/aggregate/catalog/index.htm>)

#### 【分析結果とその根拠理由】

教育室の下に、学士課程会議、大学院課程会議及び教養教育委員会を設置し、それぞれの教育課程に関して全学的な観点から審議、企画・立案するとともに、学部・研究科においては教務委員会等の組織を設置し、それぞれの教育課程の特性を踏まえて委員を選出し、十分審議できる頻度で開催し、教育課程や教育方法等について検討を行っている。

以上により、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織は、適切な構成となっている。また、必要な回数の会議を開催し、十分な審議を行っている。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

#### 【優れた点】

- 教養教育の実施体制として、理事・副学長（教育担当）が全学の教育体制を統括して、その下で教養教育委員会を中心として教養教育の全学実施体制を敷いている。教養教育を含めた学士課程教育等の教育活動全般を円滑に遂行するために、理事・副学長（教育担当）を支える教育室が、教育活動全般の実施に係る点検・評価・改善を担い、それらに基づいて実施体制を検証している。
- 教育室の下に、学士課程会議、大学院課程会議及び教養教育委員会を設置し、それぞれの教育課程に関して全学的な観点から審議、企画・立案を行っている。また、学部・研究科においては、教務委員会等の組織を設置して、それぞれの教育課程の特性を踏まえて委員を選び、十分審議できる頻度で開催し、教育課程や教育方法等について検討を行っている。
- 各部局における重要事項について企画・立案等を行い、部局長を直接的に支援する組織として、各部局とも部局長室を置いている。なお、副部局長として事務系職員を指定し、部局長室の会合及び教授会に参加している。

## 【改善を要する点】

- 該当なし

**(3) 基準2の自己評価の概要**

教育研究に関わる基本的な組織は、学士課程、大学院課程及び専攻科の教育課程と研究面における専門分野の区分・分類を考慮しつつ、各教育課程レベルの教育研究の目的を達成するために、大学院課程の教育組織を中心に構成している。

特に教養教育については、理事・副学長（教育担当）が全学の教育体制を統括して、その下で全学的な観点から教養教育について審議する教養教育委員会を中心とした教養教育の全学実施体制を敷いている。教養教育を含めた学士課程教育等の教育活動全般を円滑に遂行するために、理事・副学長（教育担当）を支える教育室が、実施に係る点検・評価・改善を担い、それに基づいて実施体制を検証している。

大学設置基準上必要とされている施設及び教育研究に必要として設置している施設、センター等は、その目的に沿って利用されているとともに、各施設所属の教員が研究内容に関する講義を行うなど、学士課程や大学院課程の教育に貢献している。

教育活動を展開する上で重要な運営体制に関しては、法令に則り、全学的には教育研究評議会、各部局には教授会を設置して、全学規則に則った審議事項について適切な頻度で開催・審議している。

一方、部局における重要事項について企画・立案等を行い、部局長を直接的に支援する「部局長室」を設置するとともに、副部局長として事務系職員を指定し、部局長室の会合及び教授会に参加している。

また、教育室の下に、学士課程会議、大学院課程会議及び教養教育委員会を設置し、それぞれの教育課程に関して全学的な観点から審議、企画・立案するとともに、学部・研究科においては教務委員会等の組織を設置して、それぞれの教育課程の特性を踏まえて委員を選び、十分審議できる頻度で開催し、教育課程や教育方法等について検討を行っている。